

日向市総合福祉センターの使用について

■日向市総合福祉センターは、次のような目的で建設されたものです。

- * 地域福祉の充実振興を目指す活動拠点
- * ボランティアによる福祉のまちづくりの活動拠点
- * 社会福祉事業に従事する方々の研修施設
- * 高齢者、障がい者、母子寡婦、その他援助を必要とする方々の憩いの場

■開館時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日	午前8時30分 から 午後9時まで
---------	-------------------

■休館日は、次のとおりです。

- * 年末年始（12月29日～1月3日）
- * 土曜日・日曜日・国民の祝日

■福祉関係者以外の使用について

日向市総合福祉センターは、福祉のための施設です。福祉関係者以外の方の使用は、原則としてお受けできません。ただし、福祉事業に支障のない範囲で使用を許可する場合があります。その場合、次の使用料を納入していただきます。

なお、午後5時15分以降の使用はできません。また、政治的・宗教的活動、寄付の募集や物品の販売等、勧誘・斡旋・営業活動等がある場合は、使用できません。

＜使用料＞

区 分	午 前	午 後	冷暖房加算 (1時間当たり)
	8:30～12:00	12:00～17:15	
集会室	6,000円	9,000円	1,000円
和 室	800円	1,000円	200円
研修室	1,000円	1,500円	200円
会議室	1,000円	1,500円	200円

※福祉施設や団体、ボランティアなどの関係者が建設目的に沿って使用する場合、使用料の減免制度があります。

※福祉施設や団体、ボランティアなどの関係者であっても、福祉以外の目的で使用する場合は、減免されません。

■使用許可を取り消したり変更することがあります。

いったん、使用許可をした場合でも、社会福祉協議会の事業のために使用することになった場合等には、許可を取り消したり、使用する部屋を変更していただくことがあります。

取り消しや変更に対する補償はありませんので、あらかじめご承知のうえでお申し込みください。

社会福祉法人日向市社会福祉協議会

総務課 総務係

TEL 0982-52-2572

FAX 0982-52-9562